

健康づくり事業の取扱いについて

健康づくり事業の取扱いについて、次のとおり提出する。

平成16年2月12日提出

大野郡5町2村合併協議会
会長 芦刈幸雄

健康づくり事業の取扱いについて

健康づくり事業については、事業内容に差異のないものは現行のとおり新市に引き継ぎ、差異のあるものは合併までに調整することを基本とし、制度・事業の再検討を行い、地域性と地域間の均衡に考慮しつつ質の高いサービスを目指す。

健康づくり事業に関する各種計画については、現在策定されている計画を新市において策定する計画に反映させるものとする。

救急医療体制については、現状を踏まえ新市において総合的に検討する。

ただし、三重町外5カ町村休日夜間急患センターについては、合併までに調整する。

母子保健事業については、合併までに調整し新市において統一する。

老人保健事業については、合併までに調整し新市において統一する。

なお、個人負担金を要する事業については、金額を統一する。

予防接種事業については、合併までに調整し新市において統一する。

結核検診事業については、合併までに調整し新市において統一する。

精神保健福祉事業については、合併までに調整し新市において統一する。

その他の保健事業については、合併までに調整し新市において統一する。

平成16年2月26日確認

大野郡5町2村合併協議会